

## 感染症による出席停止について

校長は、感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかるおそれのある生徒等があるとき、学校保健法第19条の規定により出席を停止させることができます。

この期間は、欠席扱いにはなりませんので、医師の指示に基づき療養に専念していただきますようお願い申し上げます。

感染症の種類・出席停止期間については、別紙「学校において予防すべき主な感染症の種類と出席停止期間」をご参照ください。

なお、感染症が治りましたら「**治癒報告書**」を学校（担任）へご提出ください。

※ 波崎高校ホームページの中から、様式をダウンロードすることができます。

本校の治癒報告書の様式は、「インフルエンザ様疾患等感染症治癒報告書」のみです。お手数ですが、保護者の方が記入していただき、医療機関受診の証明として、領収書または処方箋のコピーを添付し提出ください。

※医療機関での医師による証明は必要ありません。

### 〈 出席停止の手続き 〉

①連絡	学校感染症に感染、感染の疑い、感染の可能性が生じたとき医師から診断を受けた場合は、速やかに学校（担任）へ連絡してください。
②療養	医師の指示に従い、感染の恐れがなくなるまで自宅療養してください。
③証明	治癒報告書をダウンロードし、保護者が記入し領収書等を添付する。
④登校	「治癒報告書」を持参し登校する。担任へ提出する。

不明な点等ございましたら学校（担任または学年主任等）へ問い合わせください。